

『光中新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』

(2021. 8. 30 Ver. 5. 0)

※この光中のガイドラインは、柏市教育委員会のガイドラインを基に、**8/26現在の「レベル3」を想定して作成**している。今後、市のガイドラインの変更等を踏まえ、随時更新するものとする。

※すべての基本は、感染症対策を講じた上での考えとなることを忘れずに、諸活動に取り組み、生徒の活動を支援する。

※諸活動の感染症対策とは、以下のことを徹底、遵守し、それぞれの活動に合わせた対策をとる。

- 1 身体的距離の確保(活動内容に応じて、対策する)
- 2 マスクの着用(状況に応じて、外してもよい)
- 3 手洗い(状況に応じて、手指消毒)
- 4 換気(エアコン使用時も適切に換気する)

※基本的な感染症対策(3つのポイント)

- 1 感染源を絶つ
- 2 感染経路を絶つ
- 3 抵抗力を高める

※ここに記載されていない内容については、「柏市教育委員会のガイドライン」(2021. 5. 31 Ver. 5) 及び「学校行事実施にあたっての基本方針」(2021. 7. 20), これまでの光中ガイドラインを参考にする。

令和3年8月30日

柏市立光ヶ丘中学校

0 登校；7：50～8：10の登校を厳守する。

- (1) 登校時、教室に入る前に健康観察票を担任に提出し、健康チェックを受ける。
- (2) 平熱＋1.0℃及び37.5℃以上の生徒は保健室へ行かせる。
- (3) 検温忘れ、観察票忘れの生徒は別室で、副担任が検温及び健康観察を行う。

1 授業

- (1) 教室等は、可能な限り、常時、**2方向の上窓＋「@」開けて**行う。エアコン使用時でも換気を適切に行う。廊下の窓も左右10cm程度開放する。
- (2) 身体的距離は、レベル3では、**できるだけ2m程度(最低1m)**と柏市ガイドラインではなっている。また、**教職員**もマスク(フェイスシールドは不可)を着用し、**同様な距離**を確保し、生徒同士、教職員と生徒の近づきすぎには注意する。
- (3) 手洗い、手指消毒などの感染症対策を確実に行う。

※上記(1)～(3)を行った上で、各教科活動を実施する。

①各教科活動

- ・ 柏市ガイドラインP13の記載及び令和3年8月26日の通知通り、★1～6の「感染症対策を講じてもなお、感染リスクが高い学習活動」は「レベル3」時には行わない。
- ★1「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ★2 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ★3 技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★4 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり、接触したりする運動」
- ★5 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★6 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※実施を推奨するわけではないが、長時間→短時間、近距離→一定の距離、大きな声→小声等、工夫することで実施できるものはある。

②オンライン学習について

- ・罹患した者及び濃厚接触者，自宅学習希望者等への学習保障として，オンラインの活用を含め，準備を進める。

2 清掃活動

- (1) 教職員の指導の下，十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じた上で実施する。
- (2) トイレ清掃(便器含む)，流し清掃，床の雑巾がけ等も実施するが，状況に応じて，モップ活用等を検討する。
- (3) 清掃後は，**石けんによる手洗い**を十分に行う。

3 給食

- (1) 衛生管理を徹底し，感染リスクに配慮した上で，給食を提供する。
- (2) **食事前後の手洗いを徹底し，手洗い場が密集しない**ように注意する。
- (3) 十分な換気を行い，食事前に室内外の空気を入れ替える。
- (4) 給食の盛り付けは，給食当番及び教職員が行い，健康状態の把握と衛生的な服装(給食着，帽子の着用)をする。給食当番は，マスクとフェイスシールドを併用する。
- (5) おかわりは，必ず教職員が行う。
- (6) 配膳はセルフ方式とし，自分のものを準備し，片付けも自分で行う。
- (7) ランチョンマットを継続して使用する。
- (8) 対面での食事は行わず，配膳中及び食事中の会話はしないことを徹底する。
- (9) 食事前にマスクを外し，食事が終わったら，速やかにマスクを着用する。

4 学校，学年活動

- (1) 生徒を一堂に集める活動は行わない。(Teamsの積極的な活用)
- (2) 学級，学年をまたいだ活動は控える。

5 学級活動

- (1) 授業に準じ，**換気，身体的距離の確保**や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 班隊形での話し合い活動等は行わない。

6 班活動

- (1) 授業，学級活動等に準じ，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 班隊形での話し合い活動等を行わない。

7 光中タイム

- (1) 授業，学級活動等に準じ，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 班隊形での活動を行わない。

8 休み時間・昼休み

- (1) 教室等の窓を大きく開放し，十分な換気を行う。
- (2) 流しやトイレに生徒が密集しないよう，導線を引く。また，トイレの換気を十分に行う。
- (3) 昼休みは，手洗いの時間を確保して早めに切り上げる。
- (4) ボール等を使う場合，使用前後の消毒，手洗いなどの感染症対策を徹底して使用する。
- (5) マスクの着用を基本とする。

9 帰りの会

- (1) 当面の間，歌声活動は行わない。
- (2) 5分カットし，15分の活動とする。

10 部活動

- (1) 短縮日課期間中，原則，部活動は中止とする。
- (2) 通常日課再開後も「レベル3」が継続されている場合，平日のみの活動とし，最大90分以内の実施とする。
- (3) 活動前後の手洗いを徹底する。
- (4) 密集，接触等を避けた活動を実施する。
- (5) 顧問はマスクを着用して指導する。

11 下校

- (1) 当面の間，3分割の時間差下校とする。待ち合わせをしない，立ち止まらない等を徹底し，速やかに下校する。
- (2) 教職員で数か所に分かれて下校指導を行う。

12 日常的な消毒

- (1) 日頃の手洗い，手指消毒を徹底し，通常の清掃活動で行う。
- (2) 共有物等を使用し，気になる場合は，担当が簡単な消毒作業を行う。
- (3) 授業を含め，配布物は，手指消毒を徹底し，代表生徒に配布させてもよい。

13 保健室の利用について

- (1) 保健室は体調不良者を優先とし，けがの処置は職員室で行う。
- (2) 来室者を制限し(付き添い等)，異学年及び大勢の接触機会を減らす。

14 図書室の利用について

- (1) 利用前後の手洗いを徹底する。
- (2) 学校図書館指導員と協議しながら，**来室者制限等の利用方法を工夫**し，生徒の密集等が生じないように注意する。
- (3) 換気をし，生徒が手をよく触れる場所の消毒等，基本的な感染症対策を講じる。

15 マスクの着用について

- (1) 学校での教育活動において，**身体的距離がとれない時は，基本的にマスクを着用する。ただし，十分な身体的距離が確保できるときは，マスクを外してもよい。**
- (2) **暑さや息苦しいと感じた時は，マスクを外したり，一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど，自身の判断でも適切に対応できるようにする。**
- (3) **体育の授業においては，マスクの着用は必要ない。ただし，体育の授業における感染リスクを避けるため，身体的距離を十分に確保する等の対策を徹底する。**

16 その他

(1) 教職員の健康管理，健康観察を徹底する。

- ①生徒への要求以上に感染症対策をしっかりと行う。
- ②不要不急の外出を自粛し，できるだけ行動記録をつけておく。
- ③毎日の健康観察票を確実に提出する。
- ④体調不良時は出勤を控える。

(2) 生徒の感染予防対策等について，家庭への協力を依頼する。

- ・手紙の配布，ホームページ，すくすくメール，つながる連絡等を活用し，必要事項を保護者へ適切に周知する。